

事務連絡
令和5年5月17日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来機能報告における協議の場の進め方について（周知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）の一部が令和4年4月1日付けで施行され、毎年度、外来機能報告（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の18の2第1項及び同法第30条の18の3第1項の規定に基づいて行われる報告をいう。以下同じ。）を行うこととされています。

また、協議の場（医療法第30条の18の4第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）における外来機能報告を踏まえた協議を円滑に進めるため、外来機能報告等に関するガイドライン（令和4年3月16日策定・令和5年3月31日改正）を策定しているところです。

先般、「都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について」（令和5年3月6日付け医政地発0306第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、協議の場の結果の公表についてお知らせしたところですが、協議をより効果的・効率的に進める観点から、外来機能報告における協議の場の進め方の詳細について下記のとおり、御連絡します。

については、内容を御了知の上、外来機能報告制度の運用に係る取組について、適切に御対応いただくようお願いいたします。なお、下記に示す進め方は、あくまでも参考であり、地域の実情に応じた対応が可能であることを申し添えます。

記

1 紹介受診重点外来に関する基準を満たす場合の進め方（別紙における①又は②）

紹介受診重点外来に関する基準、紹介受診重点医療機関における意向等を踏まえ、協議の場において、協議を行う。

その結果、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がある場合には、再協議を行う。

その場合、外来機能報告等に関するガイドラインに基づいて、協議を行い、最終的に医療機関の意向と協議の場の結論が合致したものに限り、紹介受診重点医療機関として公表を行うこと。

なお、これらの再協議に至った事例については、協議プロセスの透明性の確保の観点から、紹介受診重点医療機関として公表する際、その協議内容についても公表することが考えられる。

また、紹介受診重点外来に関する基準を満たし、紹介受診重点医療機関における意向がない場合であって、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がない場合には、紹介受診重点医療機関にならないものとする。

2 紹介受診重点外来に関する基準を満たさない場合の進め方（別紙における③）

紹介受診重点外来に関する基準、紹介受診重点医療機関における意向等を踏まえ、協議の場において、協議を行う。

その結果、紹介受診重点外来に関する基準を満たさず、紹介受診重点医療機関における意向がある場合には、外来機能報告等に関するガイドラインを踏まえ、協議の場において、紹介率・逆紹介率等を活用して議論を行うこと。

その際、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がない場合であっても、当該医療機関が紹介受診重点外来に関する基準を満たしていないことに鑑み、当該医療機関が紹介受診重点医療機関となることによる構想区域全体の医療提供体制に及ぼす影響も協議するとともに、当該医療機関における紹介受診重点外来に関する基準を満たす蓋然性及びそのスケジュール等について、当該医療機関に書面又は口頭で再度説明を求め、紹介受診重点医療機関として公表する際、その内容も公表することが考えられる。

3 その他、協議の場の進め方における留意事項

協議を繰り返す場合又は議論が整わない場合等で、結論を得ることができない場合には、都道府県が協議内容及び結果を公表すること。

【連絡先】

厚生労働省 医政局

地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

E-mail: zaitaku@mhlw.go.jp